

# 用語の定義に関する訓令

〔 昭和 37 年 5 月 7 日  
高知県警察本部訓令第 9 号 〕

【沿革】 昭和40年3月30日高知県警察本部訓令第6号、41年3月31日第4号、4月14日第5号、42年12月27日第24号、43年6月28日第14号、44年3月28日第8号、11月26日第17号、46年3月5日第2号、48年3月23日第4号、50年4月1日第4号、5月1日第6号、53年6月1日第7号、6月20日第9号、54年3月16日第8号、55年3月27日第9号、7月28日第13号、56年3月24日第6号、57年4月12日第9号、7月29日第14号、58年3月16日第3号、59年3月21日第6号、60年3月29日第9号、61年3月25日第7号、62年3月9日第6号、平成元年4月27日第9号、3年3月19日第12号、12月24日第26号、4年3月18日第9号、7月23日第16号、5年3月15日第3号、6年4月1日第7号、7年1月30日第3号、9年3月31日第4号、10年3月31日第4号、11年4月20日第8号、8月20日第12号、12年6月16日第13号、13年9月3日第10号、14年6月27日第16号、15年2月24日第4号、15年4月1日第10号、15年6月2日第15号、15年10月1日第20号、16年4月1日第6号改正、17年4月1日第5号改正、18年4月1日第4号改正、19年2月20日第2号改正、19年3月27日第12号改正、20年3月24日第12号改正、20年6月24日第18号改正、21年3月27日第7号改正、22年3月26日第2号改正、22年9月28日第15号改正、22年10月29日第18号改正、23年2月10日第2号改正、23年4月1日第17号改正、24年3月23日第2号改正、25年3月29日第5号、26年3月17日第7号、27年2月19日第5号、27年3月26日第9号、28年3月25日第9号、29年4月1日第16号、30年3月30日第6号、31年3月27日第11号、31年4月1日第14号、令和2年3月13日第1号、令和4年3月29日第10号、令和5年3月22日第6号

警 察 本 部  
警 察 署

訓令、通達等に用いる用語で、次の表の左欄に掲げるものは、別に定める場合を除き、それぞれ右欄に掲げる意味に用いるものとする。

用 語	定 義
公 安 委 員 会	高知県公安委員会
府 県 警 察	都道府県警察
県 警 察	高知県警察
県 本 部	高知県警察本部
部	警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部
警 察 学 校	高知県警察学校
課	警察本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校
科 捜 研	警察本部刑事部科学捜査研究所
免 許 セ ン タ ー	警察本部交通部運転免許センター

交 機 隊	警察本部交通部交通機動隊
高 速 隊	警察本部交通部高速道路交通警察隊
自 ら 隊	自動車警ら隊
鉄 警 隊	鉄道警察隊
通告センター	交通反則通告センター
部 課	警察本部の部、課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校
情 報 通 信 部	中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部
署	警察署
分 庁 舎	高知東警察署本山警察庁舎、南国警察署香南警察庁舎、南国警察署香美警察庁舎、土佐警察署いの警察庁舎及び中村警察署清水警察庁舎
所 属	警察本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校並びに警察署
所 在 地	警察署所在地
公安委員（長）	高知県公安委員会委員（長）
本 部 長	高知県警察本部長
部 長	警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官及び人身安全対処参事官
参 事 官	警務部参事官、生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官及び警備部参事官
警 察 学 校 長	高知県警察学校長
免許センター長	警察本部交通部運転免許センター長
課 長	警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長、警務管理官、監察官、術科指導官及び少年サポートセンター所長
科 捜 研 所 長	警察本部刑事部科学捜査研究所長
交 機 隊 長	警察本部交通部交通機動隊長

高 速 隊 長	警察本部交通部高速道路交通警察隊長
部 課 長	警察本部の部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官、人身安全対処参事官、参事官、組織基盤強化センター長、警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長、警務管理官、監察官、術科指導官及び少年サポートセンター所長
情報通信部長	中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部長
所 属 長	警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長
署 長	警察署長
副 署 長	警察署副署長
副 署 長 等	副署長、警察署次長及び庁舎長
次 長	警察本部の課次長、運転免許センター次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長、機動隊副隊長及び警察学校副校長並びに警察署次長
次 長 等	次長、監察補佐官、副署長、庁舎長、広報官、取調べ監督室長、公安委員会事務室長、総務企画官、会計調査官、会計監査室長、会計企画官、装備施設管理官、機動装備隊長、営繕指導官、給与・人事調査官、安全運転指導室長、上席師範、警察史編さん室長、企画調査官、被害者支援室長、警察総合相談室長、訟務官、厚生調査官、デジタル化推進室長、照会センター所長、適正捜査指導官、地域安全対策推進室長、許可等事務担当室長、地域管理官、地域調査官、職務質問指導官、自動車警ら隊長、通信指令指導官、少年事件指導官、少年補導官、児童虐待対策官、サイバー犯罪対策室長、サイバー犯罪対策官、告訴・告発センター長、刑事企画指導官、取調べ指導官、告訴・告発副センター長、捜査支援室長、犯罪統計調査官、広域捜査官、検視官、性犯罪捜査指導官、組織窃盗対策官、機動捜査隊長、情報収集管理官、意見聴取官、保護対策官、犯罪組織総括情報官、組織犯罪対策指導官、企業対象暴力事犯指導官、特殊詐欺捜査室長、鑑識技術調査官、専門研究員、交通管理調査官、交通企画官、交通マナーアップ推進室長、高齢者交通安全対策官、交通安全教育指導官、通告官、交通指導官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官、交通管制官、交通規制官、都市交通対策官、聴聞官、安全運転支援室長、講習指導官、警備調査官、警備管理官、外事情報室長、航空隊長及び航空隊副隊長
課 長 補 佐 等	課長補佐、所長補佐、隊長補佐、中隊長、校長補佐、特

	別捜査班長、会計指導官、師範、情報技術官、鉄道警察隊長、自動車警ら隊副隊長、通信指令官、少年サポートセンター副所長、告訴・告発対応担当官、広域機動捜査班長、機動捜査隊副隊長、告訴専門官、実態解明班長、鑑識指導官、機動鑑識班長、総括主任研究員、交通事故分析官、交通事故統計官及び通告補佐官
交 番 所 長 等	交番の所長、駐在所の所長及び警備派出所の所長
職 員	高知県警察職員
一 般 職 員	警察官以外の職員
幹 部	巡査部長以上の警察官及び主任以上の一般職員
所 管 区 警 察 官	署所在地、交番及び駐在所に勤務する地域警察官
県 条 例	高知県条例
県 規 則	高知県規則
県 告 示	高知県告示
人事委員会規則	高知県人事委員会規則
公安委員会規則	高知県公安委員会規則
公安委員会規程	高知県公安委員会規程
公安委員会告示	高知県公安委員会告示
本 部 告 示	高知県警察本部告示
本 部 訓 令	高知県警察本部訓令